市の概要

市の概要

1. 町制施行 昭和29年 5月3日 市制施行 昭和45年10月1日

2. 位置と地勢

東 経139度25分36秒(世界測地系による)北 緯35度44分43秒(世界測地系による)

外 周 約19.2km

海 抜 最高159.0m 最低82.5m

面 積 13.42km²

(東西5.3km 南北4.3km)

3. 人口と世帯

(単位:人、世帯)

		人口	世帯
平成22年	国 勢 調 査	83, 068	33, 648
平成27年	国 勢 調 査	85, 157	35, 555
令和 2年	国 勢 調 査	83, 901	36, 336
令和6年3月3	末日住民基本台帳	84, 995	40, 913

4. 産業構造

(単位:人、%)

	平 成 27 年	国 勢 調 査	令 和 2 年	国 勢 調 査
	就 業 者 数	構 成 比	就 業 者 数	構 成 比
総数	36, 999	100.0	36, 767	100.0
第 1 次 産 業	292	0.8	261	0.7
第 2 次 産 業	7, 439	20.1	6, 875	18. 7
第 3 次 産 業	26, 949	72.8	28, 369	77. 2
分類不能の産業	2, 319	6. 3	1, 262	3.4

注:第1次産業とは、農業、林業・漁業のことをいう。

第2次産業とは、鉱業、採石業、砂利採取業・建設業・製造業のことをいう。

第3次産業とは、電気ガス熱供給水道業・情報通信業・運輸業、郵便業・卸売業、小売業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業・学術研究、専門技術サービス業・宿泊業、飲食サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・教育、学習支援業・医療、福祉・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)・公務(他に分類されるものを除く)のことをいう。

分類不能の産業とは、上記第1~3次産業に分類しえない産業のことをいう。

東大和市組織機構図(令和6年3月31日現在)



